

苫小牧市立若草小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本認識と基本姿勢

「いじめは、決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識をもつことが重要である。このような基本認識に立ち、本校では、すべての児童の命や安全を守ることは最優先されるべきで、いじめを絶対に許さず、多様性を認め、互いに支え合いながら、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるように「みんなで みんなを！」の合い言葉の下、全教職員が共通認識に立ち、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

2 いじめの理解

(1) 「いじめ」の定義

いじめとは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- ① 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて対応する。
- ② 事案に応じては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。
- ③ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ④ 児童の多様性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) いじめの防止

自由の相互承認を基盤とした人間関係形成に努める。

いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

【いじめ防止対策推進法第4条】（いじめの防止）「児童は、いじめが行われなくなるように取り組む。」

(3) いじめの認知と解消

- ① 認知したいじめを次のA～Dの4区分に分類して把握する。
- ② 認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為		
		止んでいない	止んでいる	
			3か月未満	3か月以上
被害児童の 心身の苦痛	有	A	B	
	無		C	D

A～要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態

B～要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童が心身の苦痛を感じている状態

C～見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）が経過していな

い状態

D～解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）が経過している状態（「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。）

3 いじめ防止、解消のための基本姿勢

- (1) 児童が当事者として主体的にいじめの問題に取り組む事業を実施する。（いじめ問題子どもサミットへの参加含む）
- (2) 全教職員がいじめを許さない、見逃さない意識をもち、看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- (3) 児童一人一人の多様性を認め、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に豊かな心と感性を育む教育や人権教育、情報モラル教育を推進する等を通じた働きかけを行う。
- (4) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細やかな観察、声かけなど様々な手段を講じるとともに、助けを求めることの重要性を伝える。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、SSWや関係機関、専門家等と協力して解決に当たる。
- (6) 学校と家庭が連携・協力して事後の指導に当たる。
- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成度や改善の取組の評価を行う。
- (8) 学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラム、対処プランを策定し、ホームページや学校だより等で公表し、児童や保護者に周知させる。

4 いじめの未然防止・早期発見・事実対処のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、学年主任（各ブロック担当）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、指導部長、スクールソーシャルワーカー、その他、校長が必要と認める教職員、有識者等

② 開催

(ア) 原則として月1回の定例会を行う。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

③ 役割

(ア) 本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(イ) いじめの相談・通報の窓口となる。

(ウ) 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「本委員会」で情報共有する。

(エ) 的確にいじめの疑いに関する情報の共有を行い、いじめの有無の確認をする。

(オ) いじめに対して組織的に指導・支援体制を組む。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) いじめの相談体制の整備

① 定期的な教育相談の設定

② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③ 定期的ないじめ相談電話等の公共相談機関の周知

相談機関	連絡先
北海道子ども相談支援センター	0 1 2 0 - 3 3 8 2 - 5 6
胆振教育局教育相談電話	0 1 4 3 - 2 2 - 6 5 9 4
子ども専用悩みごと相談メール（苫小牧市）	kyoiku-soudan@city.tomakomai.hokkaido.jp
子ども専用悩みごと相談電話（苫小牧市）	0 1 4 4 - 3 2 - 0 0 2 2
チャイルドラインほっかいどう	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7

- (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上
いじめの防止等のための対策及び人間関係形成に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応等に向けた教職員のスキルアップを図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応
児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。
- (6) いじめ（事案）の具体的な対応
- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。アンケート調査の内容については保管し、教育委員会へ必要な報告を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を求める。
 - ② いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
 - ⑤ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進級はもとより、進学や転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引き継ぎを行う。
 - ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。
- (7) 重大事案への対処
児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
 - ③ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
 - ④ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ⑤ 調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

5 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ① 校内研修の取組
 - ② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) P D C Aサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。
- (4) 国、道及び市の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。

苫小牧市立若草小学校いじめ防止全体計画

学校目標

私たちは明るく強く伸びる若草小学校の子どもです
 考える子（知） 思いやりのある子（情） やりぬく子（意） 元気な子（体）



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。 ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童（生徒）、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）

定例会：なやみアンケート、教育相談後（原則として月1回）
 臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

多様性を認め互いに支え合える学年・学級経営
 全教職員による児童観察と情報の共有



未然防止	早期発見	早期対応事実対処
<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の形成 ・フィルタリング教室 ・ネットモラル授業（総合） ・いじめ根絶集会（児童会） ・いじめを防ぐ取組（児童会） ・特別の教科 道徳の時間 ・いじめ問題学習会（学級） ・PTAいじめ問題学習会 ・学校便り等での啓発 ・生徒指導事例学習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な調査（年2回） ・年2回なやみアンケート ・年3回の教育相談 ・いじめ相談電話の周知 ・いじめ相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係把握 ・いじめ問題へのケア ・保護者との連携 ・情報の適切な記録・周知 ・報告、連絡、相談の徹底 ・保護者・地域への公表 ・教育委員会への適切な報告 ・進学・転出時の学校間連携



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

苫小牧市立若草小学校いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針作成（確認・見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】 相談窓口の周知【教頭】	幼稚園・保育所からの引継情報の共有
5	第1回なやみアンケート【生】	教育相談① 生徒指導情報交換
6	いじめ調査【生】生徒指導事例学習会①【生】	
7	第1回いじめ防止サミットへの参加【児】 いじめ調査結果公表・相談窓口の周知【教頭】	
8	教育相談研修会【研修】	
9	第2回なやみアンケート【生】	教育相談②
10	第2回いじめ防止サミットへの参加【児】 生徒指導事例学習会②【生】	
11	いじめ調査【生】	教育相談③
12	いじめ調査結果公表・相談窓口の周知【教頭】	携帯電話教室（予定）
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【管理職】	
2	フィルタリング教室（入学説明会）【教務】 生徒指導事例学習会③【生】	こころの授業（1～3年）
3	次年度改善方針決定【対】 相談窓口の周知【教頭】	中学校への引継情報の共有
他	ありがとうの木【児】年間二回 あいさつ運動【児】学期始め 異学年交流【児】	

※【対】対策委員会、【生】生徒指導部、【児】児童会、【教頭】教頭（学校だより）

いじめ対処プラン

内容	対応者	対処内容	目処
被害児童のケア	担任 養護教諭 他関係職員	教育相談の実施	いじめ発覚後 3ヶ月程度
被害児童の保護者対応	（学年主任）担任 教頭	支援計画の説明、加害児童の状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の指導・支援	指導部長 担任 他関係職員	いじめの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の保護者対応	（学年主任）担任 教頭	指導・支援計画の説明と被害児童の状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の指導・支援	（学年団）指導部 担任 他関係職員	傍観やはやし立ては許されず、教師に知らせる指導	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の保護者対応	（学年団）指導部 担任 教頭	個人情報に留意し、今後の対応に協力を求める（通信活用）	いじめ発覚後 1週間以内